

(1) 勞賃同 調停方取計ラレタレ

ト依頼スル所アリ

之ニ對シ市議側ヨリ今回ノ改正案實施ニ依リ市民迄
從業員ノ蒙ル影響等ヲ質問シ午後二時十分本部ヲ退
出セリ

次ニ右市議ハ更ニ電氣局ニ見立長ヲ訪問シ

(1) 從業員提出ノ嘆願條目ニ當リ認メラル、ヨ以テ

審認セラレ度シ

(2) 回答期日ヲ延期セラレタレ

(3) 明日ノ回答日ニ立合シテ項キ度シ

(4) 市議ノ調停方ヲ各々ニ一任セラレタレ
市議ハ訊ス所ナリタルカ

覽局長ハ

(1) ニ付テハ從業員ニ答フヘシトシ市議側ニ對スル回

答ヲ避ケ

(2) ニ付テハ電局トシテハ一日モ早ク改正案ヲ實現撤

去セシメタキカ故ニ延期(回答)スルコトヲ得ス

(3) 若シ諸君ヲ立會ハストセハ尙然他ノ市議ヲモ立會

ハセネハナラ又故之ヲ断ルト拒否シ

(4) ニ付テハ尙局ニ於テハ未タ本問題ヲ爭議ト看做サ

ル者

速ヘタルニ一同會議ナク一先ツ飯リタル上協議スヘ
シト速ヘ午後三時二十分退去セリ